

# 公共図書館における地方行政資料サービスの研究

## —活動方針と実践の比較から—

### Research on Local Administrative Materials Service in Public Library: Comparison of Activity Policies and Practice

学籍番号：201621599

氏名：上村 美紗希

Misaki UEMURA

地方行政とは、地方分権の理念のもと国から独立した地方公共団体が担うものであり、また地域住民にとってはより身近な課題解決の場として主体的に参加しうるものである。地域課題の解決や政策立案決定等に必要な情報は、行政活動の主体たる地方公共団体だけでなく、その意思決定を担う地域住民にも同様に提供されるべきものであり、公共図書館も行政機関の一角として、地方行政資料サービスにおいてその役割を担うものである。しかし、地域に関する資料サービスの定義の変容の中で、その実態は捉え難いものとなっている。

本研究は「地方自治・地方行政に関する地域住民の情報資源」の観点から、その理解と活用の実態を明らかにし、地方行政資料サービスの再検討に資することを目的とした。研究方法としては、東京都多摩地域の市町村立図書館を対象として、地方行政資料に関する条例や規則及び方針や基準等と、地域・行政に関するレファレンス事例の分析と比較を行った。

その結果、方針面においては、多くの公共図書館で規則・基準等によって地方行政資料の収集・提供が定められているが、利用者のより具体的な情報要求に応じる調査支援についてその実施を定めている自治体は一部だった。また、実践面においては、レファレンスサービスによる地方自治・地方行政に関する情報提供の実績があり、多様な分野への活用の広がりもあることが明らかになった。このことから、図書館の方針においては必ずしも地方行政資料の調査支援における活用を定めているわけではないが、多くの館が実績としてレファレンスサービスによる地方行政に関する情報・資料の提供を行っていることがわかった。

今後の展望としては、地方行政資料を用いた調査支援サービスに関する規定等の整備による理解の拡充や、実際のサービスにおける更なる活用を目指すことで、方針と実践の間にある格差に対応し、地方行政資料の概念とそのサービスの再検討・再評価につなげていく必要があるものと考えられる。

研究指導教員：白井 哲哉

副研究指導教員：吉田 右子